

# 盛岡市立保育所民営化計画

『第3次民営化実施計画』について

**保護者説明会資料**

# も く じ

- I 民営化の背景
- II 保育所の現状
- III 盛岡市の保育所民営化方針
- IV 第1次・第2次民営化実施計画の実績
- V 第3次民営化実施計画
- VI 民営化に向けての主な取組内容
- VII 民営化に関するQ & A
- VIII 参考



# I 民営化の背景

## ○ 待機児童の解消

➡ 平成26年度4月1日現在 54名

特にも0歳児から2歳児までの待機児童が多い

## ○ 保育ニーズの多様化への対応

➡ 休日保育, 長時間延長保育など

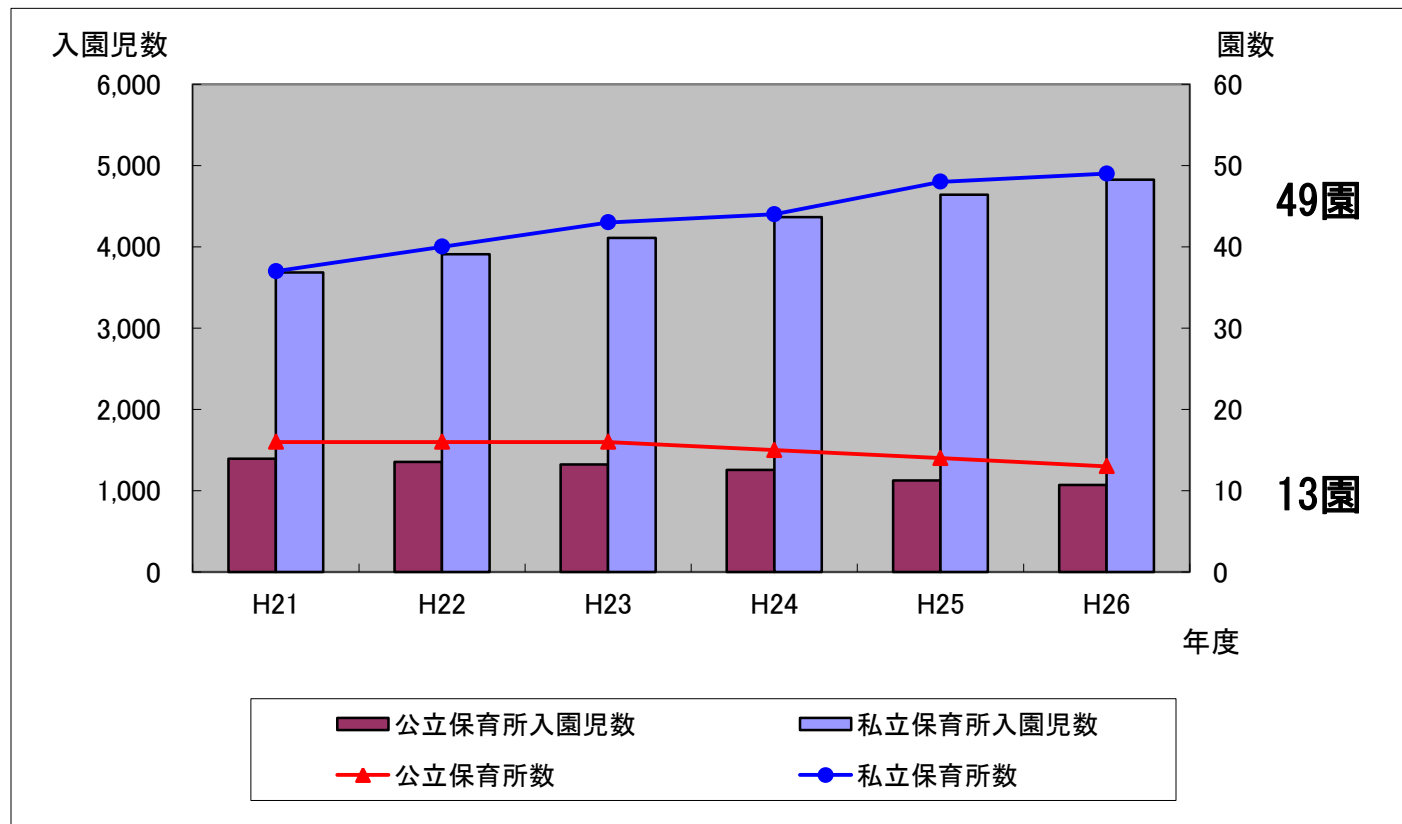
○ 厳しい財政状況のなか, **子ども・子育て支援**などの施策への対応が求められている

## ○ 「**最小の経費で最大の効果**」をあげる

➡ 例: 私立の場合, 施設整備に国の助成が**得**られる など

## Ⅱ 保育所の現状

### 公立・私立保育所数・入園児童数比較



○ 基準日：毎年度5月1日現在



### Ⅲ 盛岡市の保育所民営化方針 (平成18年1月制定)

- 平成20年度から公立保育所を順次民営化
- 保育所運営に意欲的な法人で安定的・継続的に運営でき、保育方針や目標を持って保育を行う法人を選定
- 職員の配置計画なども法人を選定する際に考慮
- 職員については、運営を引き受ける法人が採用した職員に代わりますが、子ども一人ひとりの状況をきめ細かく引受法人へ引継ぐなど、保育の引継ぎには万全を期す
- 公立保育所の職員は他の公立保育所へ配置転換し、定年などによる退職者を補充しないで民営化



## IV 第1次・第2次民営化実施計画の実績

第1次民営化実施計画（平成18年度から平成22年度）、第2次民営化実施計画（平成23年度から平成27年度）では

- (1) **津志田保育園**（第1次：平成20年度）
- (2) **なかの保育園**（第1次：平成21年度）
- (3) **本宮保育園**（第2次：平成24年度）
- (4) **飯岡保育園**（第2次：平成25年度）
- (5) **くろいしの保育園**（第2次：平成26年度）

の5園を民営化しました



# V 第3次民営化実施計画

- 第3次民営化実施計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5か年とします
- 対象とする保育所と民営化の時期は次のとおりです

移管予定 年 度	保育所名 所在地	事業開始年月日 施設 建築 年	敷地面積 建築面積	定 員 保育開始 年 齢
平成29年度	<b>みたけ保育園</b> 盛岡市青山三丁目 37-47	昭和30年4月1日 昭和53年（建替）	2,928m <sup>2</sup> 728m <sup>2</sup>	120人 生後8週
平成30年度	<b>永井保育園</b> 盛岡市永井10-172	昭和51年4月1日 平成15年（建替）	2,131m <sup>2</sup> 601m <sup>2</sup>	90人 1歳
平成31年度	<b>うえだ保育園</b> 盛岡市高松一丁目 9-43	昭和52年4月1日 昭和52年	2,473m <sup>2</sup> 582m <sup>2</sup>	90人 1歳

## V-1 民営化対象保育所の選定理由

### (1) **みたけ保育園**

- ① 古い園舎のため、施設が老朽化している
- ② 近隣の市有地を活用し、定員増を見込める建替えが可能である

### (2) **永井保育園**

- ① 施設が新しいため、改築しないで譲渡することが可能である
- ② 定員増を見込める増築が可能である

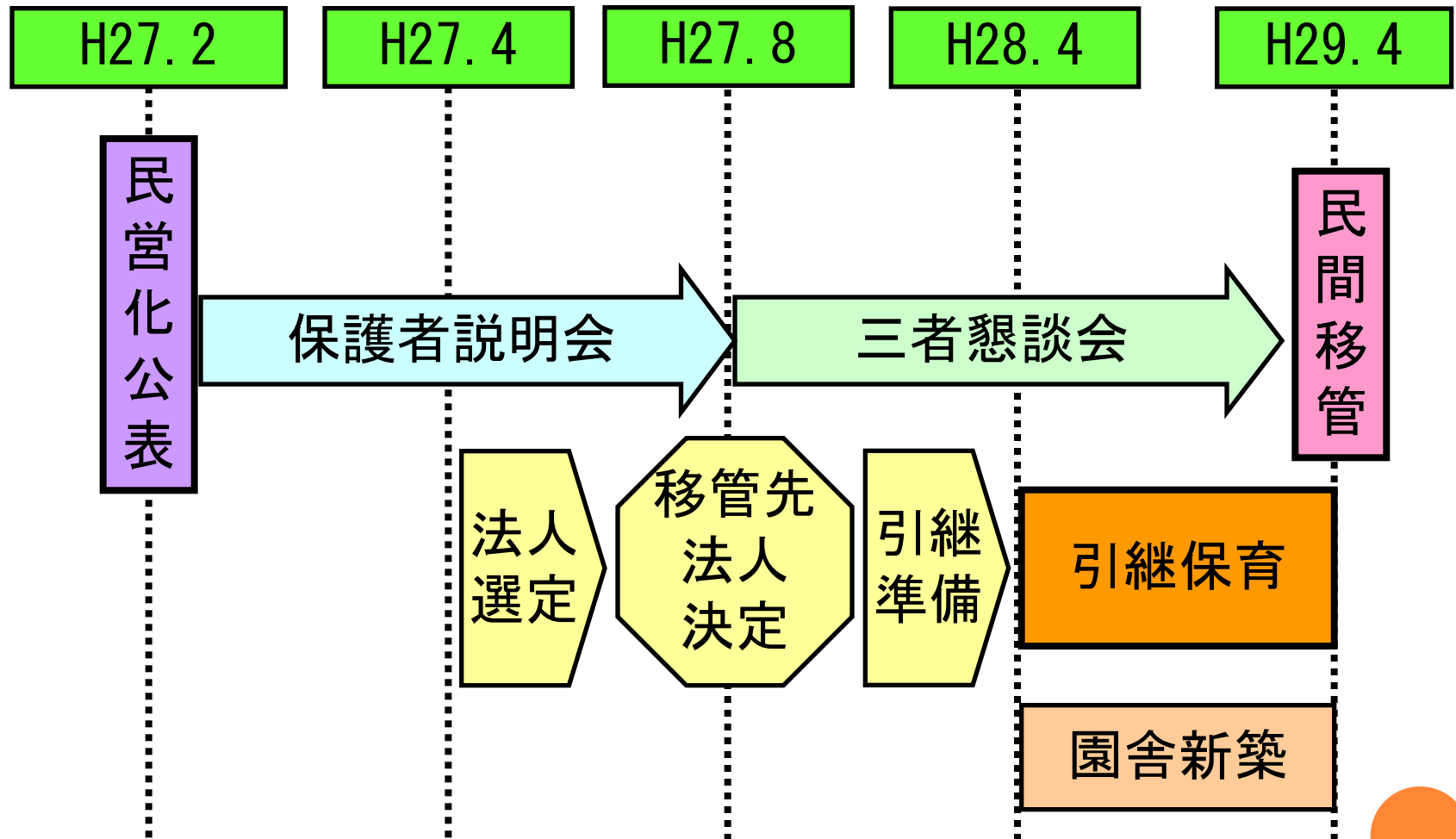
### (3) **うえだ保育園**

- ① 古い園舎のため、施設が老朽化している
- ② 近隣の市有地を活用し、定員増を見込める建替えが可能である





## V-2 民営化のスケジュール(みたけ保育園)



## V-3 民営化されて充実するサービス

項目	民営化前		民営化後
園舎	築37年	⇒	新築
定員	120人	⇒	増員

- 午後8時までの延長保育，一時預かり，休日保育，病児・病後児保育（体調不良児対応型）については，保育需要の動向を踏まえ，実施を検討します



# VI 民営化に向けての主な取組内容

- 1 民営化の形態
- 2 移管先法人の選定方法
- 3 引継保育
- 4 移管後の市の関与
- 5 職員の処遇について



## VI-1 民営化の形態

- 民営化の形態は，施設の設置・運営を民間が行う民間移管方式
  - (1) 土地は10年間無償貸付。延長可
  - (2) 建物・備品及び工作物は無償譲渡
  - (3) 建物が国の処分制限期間（木造27年，鉄筋コンクリート60年）を超えている場合などについては現在地での建て替えの可能性などを検討したうえで，民間で建設
  - (4) 施設の整備には，国の補助金のほか，市の単独補助金の交付も予定



## VI-2 移管先法人の選定方法

- (1) 移管先の法人は公募により選定します
- (2) 選定委員会を設置し選任します
  - ① 応募提案を審査選定するための選定委員会を設置します
  - ② 選定委員は学識経験者や対象保育所の保護者等で5名程度を選任します
  - ③ 選定委員会の会議は非公開としますが、応募者からのヒアリングは公開とします



## VI-2 移管先法人の選定方法

### (3) 選定要領

選定要領は、選定委員会で協議して定め、公表します

### (4) 決定

選定委員会が選定した法人と移管の事業の内容等について協議したうえで、市長が決定します



## VI-3 引継保育

**移管先法人に変わると職員が一変するので、児童への影響をできるだけ少なくするために引継保育に力を入れます**

### (1) 移管までの準備期間と移管計画の策定

移管先法人が決定されてから移管までの準備期間として1年間程度を確保するように努め、移管先法人の引継体制や保護者の理解等、移管されるまでに十分な準備ができるよう移管計画を立てます



## VI-3 引継保育

### (2) 引継ぎの進行管理等

円滑に移管が行われるよう、移管計画に基づき進行管理を行うとともに、問題が生じた場合には、必要な改善・指導を行います

移管準備期間や引継保育期間において、市は研修や職員配置について必要な支援を行います





## VI-3 引継保育

### (3) 引継保育の実施

移管の際は**市職員と移管先法人職員が合同で保育にあたる期間を設けます**

移管の期間中に子どもの様子などの把握に努め、きめ細かく対応しながら引継ぎ保育を行います

引継保育の期間は、1年を目安としますが、期間については、保育所の状況を踏まえ、保護者・移管先法人・市で協議のうえ、定めます



## VI-3 引継保育

### (4) 保護者・移管先法人・市の三者による話し合いの場の設置

円滑な引継ぎを行うためには、保護者・移管先法人・市の信頼関係が大切なことから、移管先人の決定後、速やかに**三者による話し合いの場**を設けます

移管先法人職員と公立保育所職員の両者が円滑な移行に向けた意識づくりを行うため互いに交流する機会を設けます



## VI-4 移管後の市の関与

### (1) 移管後における市の支援

事業者の質の維持向上のため、市は他の私立保育所と同様に補助金や研修の面で支援していきます

### (2) 移管後の保育内容の確認等

移管後においても、市職員の訪問指導を行い、円滑な引継ぎに努めます

また、引き続き一定期間、保護者・移管先法人・市の三者において定期的な話し合いの場を設け、保育内容を確認し、移管に関する問題が生じた場合、必要な改善・指導を行います



## VI-4 移管後の市の関与

### (3) 保育内容の評価と結果の公表

移管後における保育内容について、保護者へのアンケート等を実施し、その運営状況の評価を公表します



## VI-5 職員の処遇について

- 対象保育所に勤務している職員は，定年等による退職者に対して新たな職員を採用しないで不補充として民営化を進めています
- 対象保育所に勤めている保育士は，他の公立保育所等へ配置換えを行います



## VII 民営化に関するQ & A

Q 民営化した場合，保育所の保育の質は下がるのではないかと？

A 保育所ごとに厚生労働省が定める「保育所保育指針」や保護者との話し合いに基づき保育の内容を決定します。公立保育所と比べて私立保育所の保育の質が低いという認識は持っていません

また，これまでの移管先法人の公募にあたっては，移管後の保育体制について，最低1名は10年以上の保育経験を有することや，保育士の3分の1以上は5年以上の保育経験を有する者とするなどの条件を付けています

## VII 民営化に関するQ & A

Q 民営化した場合、保育士が全員変わって子ども達に影響がないのか？・・・①

A 民営化にあたって市と移管先法人で1年間を目安に引継保育を実施します

移管する前年の4月に移管先法人から、主任保育士と保育士が派遣され、市職員的身分を持って保育にあたります

保育士は、翌年移管後にクラスの担任として保育にあたります



## VII 民営化に関するQ & A

Q 民営化した場合，保育士が全員変わって子ども達に影響がないのか？・・・②

A 10月からさらに移管先法人から保育士が派遣され，各クラスに入り保育を行います

基本的に，移管後の4月に派遣された保育士が各クラスの担任となります

子どもが知っている保育士のもとで移管後の保育がスタートします





## VIII 参考

### VIII-1 民営化されて充実したサービス

項目	施設名	民営化前		民営化後
定員	津志田保育園	90人	⇒	120人(30人増)
	なかの保育園	90人	⇒	120人(30人増)
	本宮保育園	120人	⇒	140人(20人増)
	飯岡保育園	120人	⇒	130人(10人増)
	くろいしの保育園	90人	⇒	110人(20人増)
保育開始年齢	津志田保育園	1歳児	⇒	生後3か月
	なかの保育園		⇒	生後3か月
	くろいしの保育園		⇒	生後8週
延長保育	津志田保育園	19時までの1時間	⇒	20時までの2時間
	なかの保育園			
	本宮保育園			
	飯岡保育園			
	くろいしの保育園			

## VIII 参考

### VIII-2 民営化されて新たに実施したサービス

施設名	項目
津志田保育園	①休日保育 ②一時預かり事業 ③子育て支援センター事業 ④病児・病後児保育事業(体調不良児対応型)
なかの保育園	①一時預かり事業 ②子育て支援センター事業 ③病児・病後児保育事業(体調不良児対応型)
本宮保育園	①休日保育
飯岡保育園	①子育て支援センター事業